2　前項の連結欠損金額が法第八十一条の九第二項（第一号イ又は第二号イに係る部分に限る。）の規定により同条第一項の連結親法人の各連結事業年度において生じた連結欠損金額とみなされたものである場合には、前項中「第八条の三の十第一項各号（連結法人の帳簿書類の整理保存）に掲げる帳簿書類（法第八十一条の九第二項の規定により同条第一項の連結親法人の各連結事業年度において生じた連結欠損金額とみなされたものにあつては、当該帳簿書類又はその写し）」とあるのは「第五十九条第一項各号（帳簿書類の整理保存）に掲げる帳簿書類（当該連結欠損金額とみなされた法第八十一条の九第二項第一号イに掲げる災害損失欠損金額又は同項第二号イに掲げる未処理災害損失欠損金額にあつては、第六十六条第一項（取引に関する帳簿及びその記載事項等）に規定する帳簿及び第六十七条第一項各号（帳簿書類の整理保存等）に掲げる書類）又はその写し」と、「第八条の三の十第二項」とあるのは「第五十九条第二項」と、「同条第一項第三号に掲げる書類又はその」とあるのは「同条第一項第三号に掲げる書類若しくは第六十七条第一項第一号に掲げる書類又はこれらの」とする。

3　第八条の三の十第三項から第六項までの規定は、第一項に規定する帳簿書類の保存について準用する。

4　第五十九条第三項から第六項までの規定は、第二項の規定により読み替えて適用する第一項に規定する帳簿書類又はその写しの保存について準用する。この場合において、同条第四項中「当該書類」とあるのは、「当該書類及び第六十七条第一項第一号（帳簿書類の整理保存等）に掲げる書類のうち、別表二十二の区分の欄に掲げる事項の全部又は一部の帳簿への記載に代えて当該事項が記載されている書類を整理し、その整理されたものを保存している場合における当該書類」と読み替えるものとする。

第三十七条の六第一項及び第三十七条の七第一項中「を記載した書類その他の財務省令で定める」を「その他の財務省令で定める事項を記載した」に改める。

第三十七条の九第二項中「修正申告書」の下に「及び更正請求書」を、「別表十七三の六まで」の下に「（更正請求書にあつては、別表一の二㈠及び別表一の二㈢を除く。）」を加える。

第三十七条の十一第二項中「修正申告書」の下に「及び更正請求書」を、「別表十七㈣まで」の下に「（更正請求書にあつては、別表一の二㈠から別表一の二㈢までを除く。）」を加える。

第五十九条第一項中「整理し」の下に「起算日から」を加え、「法施行地内」を「国内」に改め、同条第二項中「の期間は」を「に規定する起算日とは」に、「から、書類」を「をいい、書類」に、「から、起算する」を「をいう」に改め、同条第三項の表の各号中「起算の日」を「起算日」に改め、同条に次の二項を加える。

5　国税庁長官は、第三項の表の第一号の規定により書類を定めたときは、これを告示する。

6　財務大臣は、第三項の表の各号の規定により方法を定めたときは、これを告示する。

第六十条の四の次に次の一条を加える。

（外国法人の国内源泉所得に係る所得の金額の計算）

第六十条の五　外国法人の法第百四十二条（国内源泉所得に係る所得の金額の計算）に規定する国内源泉所得の金額につき、同条の規定により前編第一章第一節（内国法人の各事業年度の所得の金額の計算）の規定に準じて計算する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十六条の三第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金に係る帳簿書類の保存）	第五十九条第一項各号（帳簿書類の整理保存）に掲げる帳簿書類（法第五十七条第二項の規定により当該内国法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたものにあつては、当該帳簿書類又はその写し）
第六十二条（外国法人に係る青色申告）の規定により読み替えられた第五十九条第一項各号（帳簿書類の整理保存）に掲げる帳簿書類	同条第一項第三号に掲げる書類又はその写しにあつては、当該納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地）に保存しなければならない
第二十六条の五第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金に係る帳簿書類の保存）	及び第六十七条第一項各号（帳簿書類の整理保存等）に掲げる書類（法第五十八条第二項の規定により当該内国法人の各事業年度において生じた災害損失欠損金額とみなされたものにあつては、当該帳簿及び書類又はこれらの写し）
	書類又はその写しにあつては、当該納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地）に保存しなければならない

第六十二条の表第五十九条第一項（帳簿書類の整理保存）の項中「法施行地内」を「国内」に改める。

第六十七条第二項中「整理し、」の下に「第五十九条第二項（帳簿書類の整理保存）に規定する起算日から」を加え、「同項第一号」を「前項第一号」に、「法施行地内」を「国内」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第五十九条第三項から第六項までの規定は、前項に規定する帳簿及び書類の保存について準用する。この場合において、同条第四項中「別表二十に定める記載事項」とあるのは「別表二十二の区分の欄に掲げる事項」と、「当該記載事項」とあるのは「当該事項」と読み替えるものとする。

第六十七条第四項中「法施行地内」を「国内」に改める。

別表九㈠の記載要領第1号中「（平成7年法律第105号）」を削る。

第六十二条の規定により読み替えられた第五十九条第一項第三号に掲げる事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下「事務所等」という。）の所在地（国税通則法人が行う事業に係る取引について合理的な理由があるときは、当該帳簿書類の全部又は一部を当該帳簿書類の保存をする場所以外の場所に保存することを認める旨の税務署長その他の当該税務署長の所属の職員の承認を受けた場合には、その承認を受けた帳簿書類の保存をする場所）に保存しなければならない	第六十二条の規定により読み替えられた第五十九条第一項第三号に掲げる書類のうち同号の取引に係る事務所等の所在地（国税通則法人が行う事業に係る取引について合理的な理由があるときは、当該帳簿書類の全部又は一部を当該帳簿書類の保存をする場所以外の場所に保存することを認める旨の税務署長その他の当該税務署長の所属の職員の承認を受けた場合には、その承認を受けた帳簿書類の保存をする場所）に保存しなければならない
第六十二条の規定により読み替えられた第五十九条第一項第三号に掲げる書類のうち同号の取引に係る事務所等の所在地（国税通則法人が行う事業に係る取引について合理的な理由があるときは、当該帳簿書類の全部又は一部を当該帳簿書類の保存をする場所以外の場所に保存することを認める旨の税務署長その他の当該税務署長の所属の職員の承認を受けた場合には、その承認を受けた帳簿書類の保存をする場所）に保存しなければならないものの写しを納税地に保存しているときは、当該帳簿書類又はその写しを納税地に保存しているものとみなす	第六十二条の規定により読み替えられた第五十九条第一項第三号に掲げる書類のうち同号の取引に係る事務所等の所在地（国税通則法人が行う事業に係る取引について合理的な理由があるときは、当該帳簿書類の全部又は一部を当該帳簿書類の保存をする場所以外の場所に保存することを認める旨の税務署長その他の当該税務署長の所属の職員の承認を受けた場合には、その承認を受けた帳簿書類の保存をする場所）に保存しなければならないものの写しを納税地に保存しているときは、当該帳簿書類又はその写しを納税地に保存しているものとみなす